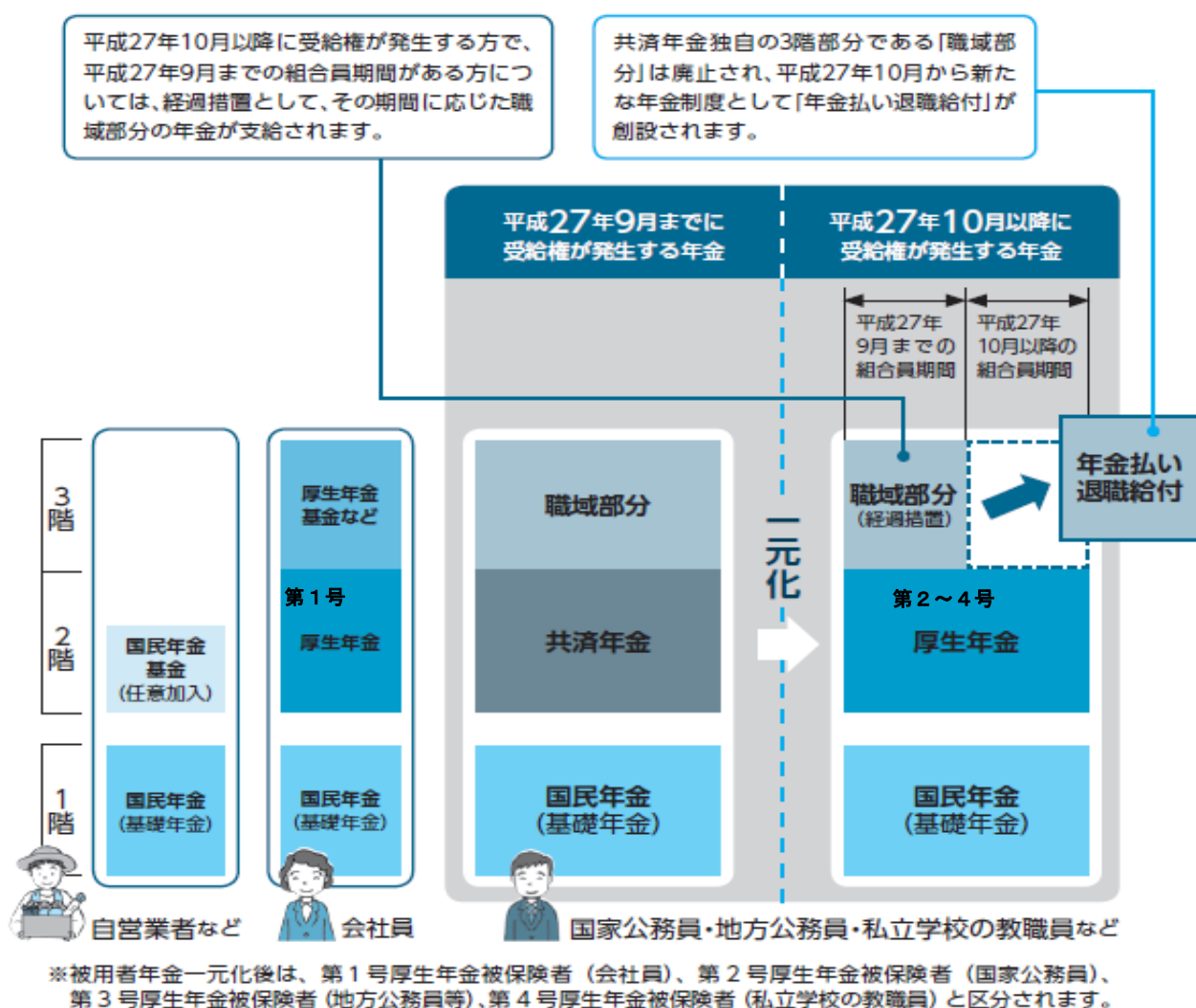


1 年金制度について知っておきたいこと

(1) 現在の公的年金制度

年金制度は、建物に例えると「3階建て」になっており、公立学校共済組合の組合員の場合は、1階部分が「国民年金（基礎年金）」、2階部分が「厚生年金」、公務員共済組合独自の給付である3階部分が「年金払い退職給付」「職域年金相当部分」となっています。



出典 (株) 社会保険出版社 冊子「私たちの年金が変わります」

名称		概要
国民年金 (基礎年金) (P9)	1 階	◎すべての国民に共通する年金制度です。 ◎日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する義務があります。 ◎保険料を40年間納めた場合、65歳から満額が支給され、保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。 【被保険者の分類】 第1号被保険者：自営業、学生等（20歳以上60歳未満） 第2号被保険者：会社員、公務員等（厚生年金保険の被保険者） 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）
厚生年金 (被用者年金) (P6)	2 階	◎会社員や公務員などが加入する年金制度で、国民年金に上乗せして支給されます。 ◎加入期間と報酬等をベースに計算した年金が支給されます。 【被保険者の分類】 第1号厚生年金被保険者：会社員等 第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合の組合員 第3号厚生年金被保険者：地方公務員共済組合の組合員 第4号厚生年金被保険者：私立学校の教職員
年金払い退職給付 (退職等年金給付) (P7)	新 3 階	◎公務員が加入する独自の制度です。 ◎平成27年10月の被用者年金一元化により新たに創設され、一元化以降の期間に応じて支給されます。
職域年金相当部分 (経過措置) (P7)	旧 3 階	◎共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

（２）年金の種類

国民年金と厚生年金は給付の事由により、それぞれ、**老齢、障害、遺族**の3種類の年金があります。受給するためにはそれぞれ一定の要件を満たす必要があります。

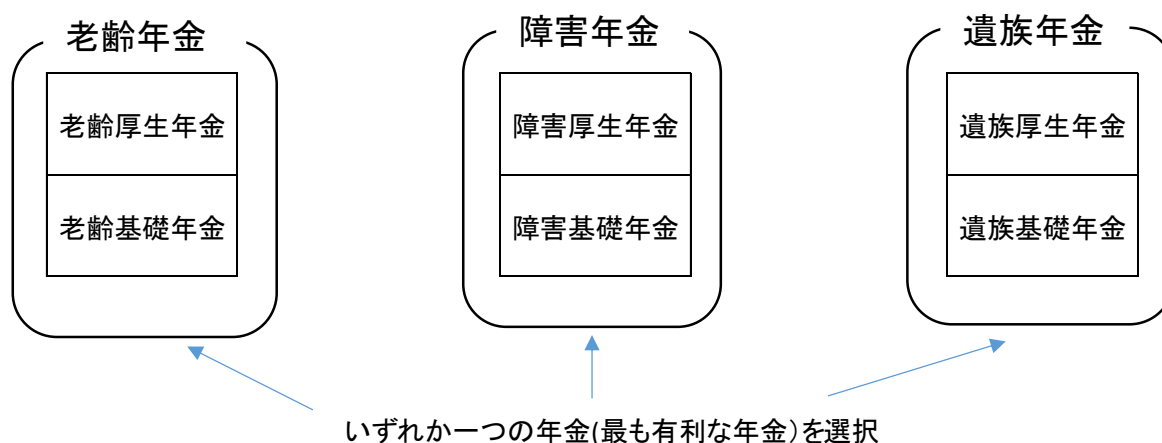
名称 事由	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老齢 (P6)	老齢 <u>基礎</u> 年金	老齢 <u>厚生</u> 年金	一定の年金加入期間があり、支給開始年齢に達したとき支給される年金
障害 (P24)	障害 <u>基礎</u> 年金	障害 <u>厚生</u> 年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度になった場合に支給される年金
遺族 (P29)	遺族 <u>基礎</u> 年金	遺族 <u>厚生</u> 年金	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

【他の年金との調整】

公的年金では、支給事由(老齢・障害・遺族)が異なる二つ以上の年金を受給できる場合、原則として、いずれか一つの年金(最も有利な年金)を選択します。

同じ事由で受給できる年金(「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」)は、一つの年金とみなし、併せて受給できます。

※ 選択後でも、選択する年金を変更することが可能です。



(3) 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する機関を「実施機関」と呼びます。公務員の厚生年金は、最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は、表のとおりです。

公的年金等	建物に 例えると	加入者	実施機関 (年金を決定・支給する機関)
国民年金 (基礎年金)	1 階	20歳以上60歳未満の全国民	厚生労働大臣 (日本年金機構)
厚生年金 (被用者年金)	2 階	民間の会社員等	厚生労働大臣 (日本年金機構)
		国家公務員	国家公務員共済組合
		地方公務員 (公立学校教職員等)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、市町村職員 共済組合等)
		私立学校教職員	日本私立学校振興・共済事業団
職域年金相当部分 年金払い退職給付	3 階※	国家公務員及び地方公務員	国家公務員共済組合 地方公務員共済組合

※民間の会社員等や私立学校教職員にも3階に相当する制度があります。

(4) 被用者年金制度の一元化（平成 27 年 10 月）による変更

平成 27 年 10 月から実施された被用者年金制度の一元化により、公務員等が加入している「共済年金制度」は、民間企業に勤務する人が加入している「厚生年金保険制度」に統一されました。

共済年金制度独自の 3 階部分である「職域年金部分^{※1}」は廃止され、平成 27 年 10 月から新たな年金制度として「年金払い退職給付^{※2}」が新設されました。

※1 平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方については経過措置としてその期間に応じた職域年金相当部分の年金が年金支給開始年齢から支給されます。

※2 平成 27 年 10 月以降の組合員期間がある方については、その期間に応じた「年金払い退職給付」が 65 歳から支給されます。